

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	14-1
処分の種類	飼料の廃棄、回収等の措置命令(販売業者に係るもの)			
根拠法令条例等・条項	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第24条第1項			
処分の概要	有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害することを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第24条第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物の販売 2 基準に合う表示がされていない飼料の販売 3 規格に合わない飼料又は飼料添加物の販売 4 有害な物質を含む飼料等の販売 5 特定飼料で当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、検定を受けこれに合格したことを示す表示が付されていないものの販売 <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において処分基準に係る規格、基準が定められている。</p>			
基準の制定根拠	—			